

平成 30 年 7 月豪雨により被災された皆様へ

西日本プラスチック工業健康保険組合
理事長 山 田 浩

平成30年7月豪雨により被災された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、皆さまの安全と一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、保険医療機関等で受診された場合に支払う一部負担金等の徴収の猶予期間について、令和元年6月26日付の案内で令和元年12月末日までとしておりましたが、この度、厚生労働省保険局の要請により災害救助法の適用市町村のうち、新見市においては、令和2年3月末日まで、倉敷市、総社市、里庄町及び坂町においては令和2年6月末日まで延長することとなりました。

また、平成31年1月1日以降の猶予につきましては、猶予証明書の提示が必要となりますので、ご要望の方は下記の手続き方法に従ってご申請願います。

なお、猶予された一部負担金は、後日同額を被保険者様に請求させていただきますので、ご了承願います。

記

① 保険医療機関等での一部負担金等の支払いについて（徴収の猶予）

被災された方々の保険医療機関等での一部負担金等の支払いについて、下記の要件をみとす方について徴収が猶予されます。

＝対象者の要件＝

次の（１）及び（２）のいずれにも該当する者であること。

- （１）平成30年7月豪雨に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する被保険者又は被扶養者
- （２）平成30年7月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- 1.住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- 2.主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- 3.主たる生計維持者の行方が不明である旨
- 4.主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- 5.主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

＝取扱いの期間＝

診療分及び調剤分の一部負担金等について令和元年12月末日までの徴収を猶予



新見市 令和2年3月末日まで延長
倉敷市、総社市、里庄町及び坂町 令和2年6月末日まで延長

② 徴収の猶予方法について

健康保険被保険者証と「猶予証明書」を医療機関に提示していただく必要があります。

対象となられる方につきましては、当健康保険組合までご連絡のうえ、お送りする申請書に必要事項を記載頂き、罹災証明書等の事実確認が可能な書類を添付し、ご申請下さい。

以上

【お問い合わせ先】

西日本プラスチック工業健康保険組合 給付係

TEL06-6263-0605